

# 第7章 省エネ・環境

2023年2月に開催された全国生態環境保護活動会議では、2022年の生態環境質量改善目標の達成が報告され、2023年にはカーボンニュートラルに向けた取り組みや汚染対策をさらに推し進めて行くことが示された。今後も法整備が進むと考えられており、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、日系企業としては省エネ・環境改善や法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、対応する際に問題点が発生することもあるため、関連業界・企業との情報交換、関係国の政府機関との調整も十分に行うことを要望する。

## 省エネ・環境問題の現状

### 2023年の政府活動

2023年3月に開催された第14期全国人民代表大会第1回会議における政府活動報告では、過去5年間の活動の回顧として、GDP1単位当たりのエネルギー消費量と二酸化炭素排出量がそれぞれ8.1%、14.1%低下、微小粒子状物質（PM2.5）平均濃度が27.5%低下、重度大気汚染の日数が50%以上減少し水質汚染改善や土壌汚染対策も進展するなど生態環境の改善と省エネ・低炭素化の進展が報告された。2023年も、GDP1単位当たりのエネルギー消費量と主要汚染物質の排出量の削減、化石燃料消費の重点的抑制と生態環境の着実な改善に取り組むことが提案されている。

### 大気汚染の現状

生態環境部の発表によると、2022年における大気汚染の状況は中国全体で見ると引き続き改善されている。全国339都市を対象としたPM2.5の1立方メートル当たりの平均濃度は29マイクログラムと、前年比3.3%減、PM10の濃度は1立方メートル当たり51マイクログラムと前年比5.6%減少した。各地域のPM2.5の平均濃度をみると、京津冀および周辺地域は44マイクログラム（前年比2.3%増加）、長江デルタ地域は31マイクログラム（前年と同じ）、汾渭平原は46マイクログラム（前年比9.5%増加）となっており、これまで重点的な対策の取られてきた地域での改善は比較的足踏み状況ではあったが、2013年の平均値（京津冀で106マイクログラム、長江デルタで67マイクログラム）と比較すると長期的には着実な改善が見られる状況となっている。

### 環境汚染防止に向けたさらなる取り組み

2021年11月に中国共産党中央委員会、国務院から出された「汚染防止戦略の深化に関する意見」では、環境汚

染防止に向けた目標が着実に達成され、生態環境は大幅に改善したことを評価する一方で、主要な地域・産業における汚染問題は依然として顕著で、カーボンニュートラルの実現には困難があり、環境保護の実現にはまだ長い道のりがあるとの見解が示されている。同意見では、2025年までの目標として、GDP単位あたりCO<sub>2</sub>排出量を2020年比18%削減、PM2.5の10%減少、水質優良な沿岸海域の比率を79%以上とすること、揮発性有機化合物（VOCs）と窒素酸化物の10%削減、重度の大气汚染日数を1%以内に抑えることなどが掲げられている。

### カーボンニュートラルの実現に向け

気候変動対策としてCO<sub>2</sub>削減が国際的な政策課題となる中で、カーボンニュートラルの実現に向けた日中協力に対する期待も高まっている。2023年2月には第16回日中省エネルギー・環境総合フォーラムが開催され、エネルギー効率の向上や水素エネルギーの活用などが主要テーマとして取り上げられた。中国におけるCO<sub>2</sub>削減等のグリーン市場に日本企業がより効果的に関与・貢献できるように、今後も積極的な関連情報の提供・交流促進が行われることを期待したい。

### 電力の供給制限

2021年は夏から秋に掛けて各地で電力供給が制限され、工場の輪番停電などにより日系企業の生産にも影響を及ぼす事例が見られた。2022年は全体として前年ほど顕著なものではなかったが、四川省や雲南省など水力発電の占める割合が多い地域を中心として電力制限が行われた。電力制限の背景としては、エネルギー消費の総量や原単位を抑制する政策に基づく規制や、石炭など資源価格の高騰、旱魃や気候変動による水力発電などへの影響が考えられる。突然の電力制限は企業の生産活動・業績に大きな影響を与え、生産設備や取引先への影響も懸念されるものとなる。企業への影響を最小限にするために、電力制限を極力回避する体制づくり、やむを得ず制限をする際には十分な準備時間を持たせた事前通知の徹底など、影響を最小限に留めるよう考慮しつつ制限対象となる事業者選定の公平かつ合理的なルールを構築いただきたい。

## 環境関連制度の状況と政策動向

### 2023年の環境汚染対策目標

2023年2月に全国生態環境保護活動会議が開催され、同会議では以下6項目の2023年の重点任務が示された。

- ①「美しい中国」の建設を積極的に実践すること。
- ②グリーン（環境配慮型）なCO<sub>2</sub>削減を着実に実践すること。

- ③汚染対策の取り組みを徹底すること。
- ④生態環境の安全を効果的に維持すること。
- ⑤厳格な原子力および放射線安全規制。
- ⑥法律に則った生態環境保護の実施推進。
- ⑦現代的な環境ガバナンス体系の改善加速。

環境汚染対策には、日本企業も誠心誠意取り組んでいくが、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、生態環境部、応急管理部、地方政府当局が企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

### 重金属汚染防止規制のさらなる強化

2021年11月に生態環境部から「重金属汚染防止規制のさらなる強化に関する意見」の意見募集案が公表された。同案では中国全土における主要産業の重金属汚染物質排出量を2025年までに2020年比5%以上削減するとの目標達成に向けて、重金属業界にかかわる汚染排出事業者に対して全面的に汚染排出許可制度を実施し、産業構造の調整、監督管理の強化を行うことなどがうたわれている。日本企業はこれまでも環境規制に対応するためさまざまな取り組みを行ってきたところであるが、新たな規制により不合理な負担を強いられたいり操業に影響が及ばぬよう配慮をいただきたい。

### 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (中国版 RoHS)

大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し環境汚染を低減することを目的に2007年から施行されていた「電子情報製品汚染制御管理弁法」(旧中国版RoHS)に代わり、「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(現行の中国版RoHS)が2016年1月21日に公布、同年7月1日に施行されており、その対象は、電子情報製品だけでなく、白物家電製品、照明機器、電動工具等を含む電器電子製品に拡大され、次のような制度となっている。

- (1) 対象有害物質：鉛、水銀、カドミウム（およびそれぞれの化合物）、六価クロム化合物、PBB、PBDE
- (2) 対象品目：電器電子製品 旧中国版RoHSの電子情報製品に加えて白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されている（Q&Aで例示や対象外となるものについて説明あり）
- (3) 制度の概要：すべての対象品目に適用される「第1ステップ」と目録により指定された品目が対象となる「第2ステップ」がある。

#### [第1ステップ]

対象製品の設計および生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等を採用し市場に投入する場合、製品あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量等を注記すること

#### [第2ステップ]

- ・汚染制御を重点管理すべきものとして製品を指定し、適用除外を除きその製品での有害物質の使用を制限し、含有したものの製造・販売を禁じる

- ・有害物質使用制限について合格評定制度を設け、認証機関による認証の他に、企業の自己適合宣言も認められる制度が構築されており、2019年11月1日より公開された公共サービスプラットフォームに適合情報の報告を行うことになっている。対象品目は2018年3月12日付工業情報化部公告第15号で冷蔵庫、エアコン等12品目が示されている。2023年2月末までの中国版RoHS合格評定制度の公共サービスプラットフォームの登録状況（工業情報化部発表）は、登録企業数計1,288社、合格評定資料の登録数計1万5,789件、関連製品登録数計2万3,913件となっている。

中国版RoHSでは、対象有害物質の追加（フタル酸エステル4物質）に関する法改正および関連標準の改訂が検討されているが、2022年12月12日にオンラインで開催された「日中電機・電子製品環境フォーラム」にて両国産業界の意見交換が実施され、今後もこうした交流の継続が期待されている。

### 廃棄電器電子製品回収処理管理条例 (中国版 WEEE)

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」(中国版WEEE)は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は当初の5品目に加え、2015年2月に温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月から実施されることとなっていたが、2021年4月から実施の改定リサイクル料金表(財税[2021]10号)においても追加対象品目の詳細な定義、賦課金の徴収基準、補助金の額等が示されておらず、賦課金徴収等は開始されていない。

リサイクル工場に対する補助金については、リサイクル事業者が補助金申請後、交付が約1年以上遅延しているなど、制度の仕組み自体に改善を要する事項が残っている。

### 石綿の混入防止・管理

日本では、クリソタイルを含むすべての種類の石綿および石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製品の輸入が禁止されているが、2020年12月以降、中国で製造された珪藻土を主たる原料とする製品に石綿(クリソタイル)が0.1%を超えて含まれていた事例が複数確認されている。

天然鉱物である石綿は、特定の鉱物の中に不純物として微量混入していることも多く、製品中への石綿の含有を防止するためには、製造者等が製品の製造過程等において原材料における石綿混入の有無の確認を、分析試験を行う等により主体的に行うことが必要である。

他方、中国において、試験結果が国際的に認められるISO/IEC17025認証(CNAS認証等)を受けた石綿含有分析が可能な試験所は数少なく、輸出製品の産業チェーン・サプライチェーン上の企業において、石綿含有状況を把握・管理

することが困難な状況である。トレーサビリティが不明なままに、あるいは意図せず石綿が混入し、日本等の石綿を禁止する国に石綿を含有する製品や原材料を中国から誤って輸出するおそれがあることは事業活動上の大きなリスクとなっている。

## <建議>

- ①中国各都市における環境汚染は年々改善されているものの、大気汚染、水質汚染、土壌汚染などの環境問題への対策が引き続き求められる。中国の環境問題改善のためには、生態環境部および各省・市のプロジェクトへのさらなる日系企業の参加とその技術・設備の導入・普及が寄与することが期待される。優れた製品や技術を普及させる観点から、プロジェクトに関する情報を早期に公示するなど、企業が申請や提案を検討するための十分な時間を持てるようにすることを要望する。
- ②2015年1月から施行されている環境保護法等によって、法令違反をした企業に対する罰則は強化されている。日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。
- ③生態環境部等において省エネ・環境関連の政策・法律・計画の策定をする際、外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引き続き必要である。また、新たな規制を執行する際、地方毎、局毎のGB、DBとの統一性を持たせうえで、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。
- ④危険廃棄物について、資格のある業者への委託処理が必要となるが、業者の処理能力が不足しており、また、市外への持出処理については「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」等により受入地での承認が必要となっていることから、企業活動に影響を与えている。そのため、「国家危険廃棄物目録」に記載の危険廃棄物の区分別に処理ニーズ把握を行い、需要のある区分・地域に処理業者を早急に誘致し、市外、省外移転の審査手続をできるだけ簡易にすると同時に、危険廃棄物自社リサイクルへの規制緩和・奨励策の導入について要望する。
- ⑤2021年から全国排出権取引市場における取引が開始され、今後対象となる業界の範囲が広がられる予定であるが、関係事業への影響につい

での予見性、蓋然性を持つことができるよう、今後とも外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めることを要望する。

- ⑥CO<sub>2</sub>排出削減に向けたエネルギー消費コントロール政策等を背景として、急な電力制限指示が常態化し企業活動にも大きな支障・機会損失が生じている。停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、一律の目標を課すのではなく環境貢献度の高い企業への制限免除や企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給を要望する。
- ⑦CO<sub>2</sub>排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、2018年には導入にかかわる補助金が一部削減され調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各種奨励策を要望する。また、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充を要望する。
- ⑧多様な再生エネルギー調達ルートを構築し、容易に利用できる且つ合理的な価格の再生電力を提供し、電力業界で再生エネルギー推進を含むグリーン改革を実現するため、例えば、国際再生エネルギー証書 (I-REC) と中国政府が承認する再生エネルギー証書 (GEC) の相互承認を要望する。また、積極的に再生エネルギーを導入するなど、カーボンニュートラル実現に向け先進的な取り組みを実現した企業に対し、税金面優遇や表彰など奨励策の実施を要望する。
- ⑨2020年9月に、モビリティ分野で2025年までにモデル都市群（北京市、上海市、広東省、河北省、河南省等）へ奨励金を支給すること（都市群当たり17億元）を発表している。奨励金の金額算定指標の細かな発表はあるものの、外資企業として当該奨励金を検討・申請する際の具体的な対応方法が明確に分からない。水素ビジネスは日中の協業が有望視される1つの分野でもあり、当該奨励金を含めて実施規則・外資企業の対象有無等、外資企業への詳細説明を要望する。
- ⑩CO<sub>2</sub>排出削減をより積極的に進めていくため、省エネ、再生エネルギー、CO<sub>2</sub>回収、DX等を行政と企業連合が積極的に推進するための窓口の設置、外資系企業を含めた連携・合作のよりいっそうの推進を検討いただくよう要望する。
- ⑪電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）
  - ・2019年7月の「中日RoHS国際フォーラム」において、日系電機電子4団体より、合格評定制度のFAQ発行の建議を行った。しかし2023年1月時点で策定動向が把握できない。中国RoHS公共

サービスプラットフォームが2019年12月に正式に稼働し、電器電子製品の有害物質使用制限合格認定情報を統一的に管理し、合格認定結果を公開されている。2023年2月末現在、1,288社の企業がプラットフォームで合格認定情報1万5,789本をアップロードしており、製品数計2万3,913件に及んでいることからFAQの今後の公開に伴い、今まで登録したものに修正・追加が起こると大きなコストが生じること、また、そのようなリスクを抱えた状態は不安定であるため、早期のFAQ公開について引き続き建議する。さらに、フォーラム時の建議における電池の取り扱いについても、引き続き検討をお願いしたいと考える。

- ・今後の達成管理目録の収載追加や、対象物質および規制値として、「国が定めるその他の有害物質」との記載があることから、引き続き日本の電機電子4団体と工信部の間で、交流を継続していただくことを建議する。

#### ⑫ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）

- ・リサイクル制度において、処理基金の徴収額の設定（決定）根拠、処理実態、補助金の支給やその他の基金使途の状況について不透明であり、公平性を確保するために公表を要望する。
- ・対象品目が追加され、2016年3月1日から適用されることとなったが、これらの追加品目を含め、品目の対象とその徴収基準額が処理実態を反映させ、公平性を確保するために、品目毎に基金が管理されること、また、その実態に合わせて補助金額や徴収金額の見直し、対象品の削除も含めて対象品目の見直しが適切に行われるよう要望する。
- ・また、当該制度に参加している事業者間の公平性を確保するためにも、認定リサイクル事業者への補助金の支払いが速やかに行われるよう要望する。

#### ⑬ 固体廃棄物汚染環境防止法（拡大生産者責任（EPR）制度）

固体廃棄物汚染環境防止法に規定される拡大生産者責任（EPR）制度について、既に実施されている中国版WEEEとの関係で二重規制となることを避ける等、事業者には過度な負担が生ずることのない制度とすることを要望する。また、制度設計に当たっては、外資系企業を含む関係者の意見を十分に取り入れていただく機会を設けることを要望する。

- ⑭ 2020年に実施されたVOC規制（7つのGB規格）に関し、VOCs等の有害物質排出数値の低い生産企業もしくは十分な対策を取っている企業に対し操業制限措置が免除される施策が打ち出されたことは評価するが、対象企業に認定されるための費用が負担となるため軽減策を求めたい。

- ⑮ インキ中の一部重金属の限量（油墨中部分重金属の限量）につきWTO/TBT通報がされているが、インキは用途が広範囲で且つサプライチェーンが長く複雑なため対応準備に時間が掛る。今回の標準案に対しても関係先と十分な協議を行い、2年以上の猶予期間を確保いただくよう要望する。

- ⑯ 輸出製品の石綿の混入を適切に把握・防止できるよう、天然鉱物を原材料とする製品を製造する企業の石綿管理対策を促進するとともに、ISO/IEC17025認証（CNAS認証等）を受けた石綿含有分析を行う機関をさらに育成するための制度の整備・充実について必要な施策を実施するよう要望する。

- ⑰ 石綿含有品の輸出入リスクをいっそう防止するため、今後、「石綿の使用における安全に関する条約」（ILO第162号条約）の批准を行うとともに、先進国と同様に、クリソタイルを含む全ての種類の石綿について、0.1%を超える石綿の含有を禁止するための措置を講じていくよう要望する。

- ⑱ COP15で「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されているが、生物多様性保護はグローバル的な問題点として注目されていると同時に、資金面や技術面ではさまざまな課題を抱えている。一部日系企業では「協生農法」のような生物多様性保護技術を活用した取り組みを行っているところだが、今後も外資企業との生物多様性保護技術の交流や技術導入を促進、税金面での優遇政策など政策面および経済面の優遇政策を要望する。